

令和5年度
地域型保育事業者募集要項

令和5年6月

北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課

目 次

1	募集の趣旨	P 1
2	募集にあたっての確認事項	P 1
3	地域型保育事業とは	P 1
4	募集する事業類型・箇所数・対象地区について	P 2
5	実施する保育内容等について	P 2
6	募集の対象者について	P 2
7	各事業の事業所の設備及び運営に関する事項等	P 5
8	運営費等	P 8
9	応募について	P10
10	提出書類について	P11
11	審査及び選定に関する事項について	P14
12	事業所改修等の経費に係る補助金について	P16
13	地域型保育事業所の運営について	P17
14	禁止事項について（重要事項）	P18
15	今後の日程について（予定）	P18
16	問い合わせ及び書類の提出先について	P19
17	事前ヒアリング出席申込書及び確認書等（様式）	P20

1 募集の趣旨

北九州市では、「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」（北九州市子ども・子育て支援事業計画）に基づき、保育ニーズの高い3歳未満児の保育需要に対応するため、地域型保育事業の運営主体（以下「事業者」という。）の公募を行います。

関係法令等や審査基準を十分にご理解の上、ご応募ください。

※応募にあたっては、本募集要項及び、6月1日（木）～6月30日（金）に保育課にて配布する「地域型保育事業者募集要項 資料編」を必ずご確認ください。

（資料編のデータ送付・郵送対応は行っておりませんのでご了承ください。）

2 募集にあたっての確認事項

今回募集するのは、下記の2つの方法により地域型保育事業を実施する事業者です。

- (1) 事業者の自己所有物件又は賃貸物件において市から選定を受けた後、事業所改修等の経費に係る**補助金を受けて**改修を行い、認可及び確認を受けて原則令和6年4月までに事業を開始できる事業者
- (2) 事業者の自己所有物件又は賃貸物件において**補助金を受けず**に自主財源等で改修を行い、認可及び確認を受けて原則令和6年4月までに事業を開始できる事業者（改修を行わず地域型保育事業を実施できる場合を含む。）

【留意事項】

- (1) の場合、事業所の改修費等補助金については、保育対策総合支援事業費補助金を活用する予定です。そのため、令和5年度中に補助金の交付決定を受け、かつ**令和5年度中に工事が完了**する必要があります。（年度の繰越ができない補助金です。）
- (1) の対象となる事業は、家庭的保育事業です。
- 補助金については詳しくはP.16をご覧ください。
- 事業開始に向けては、事業者として選定後、別途「認可」「確認」の手続きが必要になります。
- 認可の際には、別途、書類を提出していただき、北九州市家庭的保育事業等の認可の基準に関する審査基準等に適合するかを審査します。
- 確認は、認可事業者に対して、給付費の対象となることを確認する手続きで、認可後、申請に基づき審査します。

3 地域型保育事業とは

地域型保育事業とは、児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称です。地域型保育事業の認可は市町村が行うこととされており、国が定める基準を踏まえて市町村が認可基準を条例で定めています。

今回、募集する事業類型は、**家庭的保育事業**です。

○家庭的保育事業

定員「5人以下」で生後57日目から3歳未満児を対象に、自宅等を開放して家庭的な雰囲気できめ細かな保育を行います。

4 募集する事業類型・箇所数・対象地区について

未入所児童等の状況により、下記の地区について募集を行います。

事業類型	箇所数	募集対象地区	
		行政区	地区名
家庭的保育事業	1箇所程度	八幡西区	穴生・永犬丸・上津役地区

ただし、既存及び既に開所が決まっている地域型保育事業所から、おおむね半径500m以上の距離を置くことが必要です。

5 実施する保育内容等について

- (1) 開所時間 7:30～17:50
- (2) 開所日 月曜日から土曜日
休所日 日曜日、祝日又は祝日の振替休日、12月29日～1月3日
- (3) 対象児童 生後57日目から満3歳に満たない保育を必要とする児童
- (4) 保育の提供 **保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じること。**

6 募集の対象者について

※事前ヒアリングの出席を必要とします。（P.10参照）

地域型保育事業の認可に当たっては、北九州市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準のほか、市の条例（「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」）、児童福祉法に基づいて審査をします。

このうち、児童福祉法第34条の15第3項第4号（欠格条項）に規定する事項は全ての申請者に適用されます。

社会福祉法人又は学校法人以外の場合は、児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号までに規定する要件も満たす必要があります。

この社会福祉法人又は学校法人以外の申請者が満たすべき要件は次のとおりです。

事業を行うために必要な経済的基礎があること

- 1 地域型保育事業の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金等により有していること。
- 2 直近の会計年度において、同事業又は他事業を行っている場合、当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 3 地域型保育事業の運営を行うために直接必要な物件について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用の許可を受けていること。
- 4 不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合は、以下の(1)～(3)のいずれかを満たすこと。
 - (1) 貸与を受けた土地又は建物について地上権又は賃借権を設定し、かつ登記を受けていること。
 - (2) 建物の賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上とされていること。
 - (3) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- 5 不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合は、以下の(1)～(4)のいずれも満たすこと。
 - (1) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - (2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - (3) (2)とは別に、1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金等)により保有していること。
 - (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

事業を行う者が社会的信望を有すること

- 6 経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること

- 7 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。
 - (1) 実務を担当する幹部職員(施設長)が、保育所等(保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。)において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者※1であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者※2、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員(施設長)を含む運営委員会(地域型保育事業の運営に関し、当該地域型保育事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - (3) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

※1 同等以上の能力を有すると認められる者について

- ア 日本保育協会等主催の施設長就任研修を修了している者
- イ 認可外保育施設指導監督基準を満たしている認可外保育施設で4年以上勤務している者であって保育士資格を有する者等

※2 社会福祉事業について知識経験を有する者について

- ア 社会福祉に関する教育・研究を行う者
- イ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ウ 社会福祉事業に各々の立場から関与した経験を有する公認会計士・税理士、弁護士等専門知識を持つ者
- エ 社会福祉法人の理事

■全ての申請者について適用する欠格事項

次のいずれかに該当する者は、選定を受けることができません。

- 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれかに該当する者
- 経営者が破産者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中である法人
- 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第22条第1項に規定する暴力団員など。
- 本店及び支店(個人の場合は住所)が所在する市町村の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている法人
- 応募時点で「北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱」又は「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」に基づく指名停止を受けている法人

7 各事業の事業所の設備及び運営に関する事項等

各事業の設備及び運営に関する基準は、「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」（「[地域型保育事業者募集要項 資料編](#)」参照）で定めています。

また、本市から地域型保育事業の給付を受ける事業者が従うべき運営に関する基準は「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」（「[地域型保育事業者募集要項 資料編](#)」参照）で定めています。

事業の実施にあたっては、これらの条例及び関係法令（児童福祉法や建築基準法、消防法等）を十分に確認の上、遵守してください。

各事業の基準の概要については以下のとおりです。

【 家庭的保育事業 】

○利用定員：5人以下

	主な項目	主な内容
職員配置	職員配置数	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児3人につき家庭的保育者を1人配置 ・家庭的保育補助者を置く場合は、0～2歳児5人につき家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人を配置
	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・配置すること。（詳細はP. 8をご参照ください）
	調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理の場合は配置しなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は配置しないことができる。
設備基準	保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上）を設けること。（保育する乳幼児が3人を超える場合は、3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積以上）
	衛生的な調理設備及び便所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置すること。
	庭	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置すること。（付近の代替地でも可能であるが、その場合は「屋外活動に関する計画書」を別途提出すること。）
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知機及び消火器を設置すること。
	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理を原則とする。 ただし、連携施設等からの搬入は可能とする。
	連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・設定すること。（詳細はP. 6をご参照ください）

【留意事項】

(1) 利用定員について

市において、設定された定員までの児童の入所の確保を保障するものではありません。
定員設定については、**0歳児≦1歳児≦2歳児**になるように設定してください。

(2) 家庭的保育者とは

本市が指定する研修を修了した、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者をいいます。

※保育士等の有資格者を優先します。

(3) 家庭的保育補助者とは

本市が指定する研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいいます。

(4) 職員配置基準について

家庭的保育者1名が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。

ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者【市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修を含む）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。】とともに保育する場合には、5人以下とする。

(5) 設備について

各事業とも、調理室又は調理設備、保育室、便所は別の区画とするよう努めてください。
また、沐浴設備、調乳設備についても設置するよう努めてください。

※建物の1階で地域型保育事業を行う場合の二方向避難について

乳幼児を預かる地域型保育事業所としての安全性を担保する観点から、建物の1階での実施の場合も二方向避難ができるよう努めてください。（2階以上は建築基準法及び本市条例による規定があります。）

(6) 用途変更について

事業所として使用する部分の延床面積が200㎡を超える場合は、原則、建築基準法に基づく用途変更の手続きが必要になります。

(7) 連携施設について

利用乳幼児に対して、適正かつ確実な保育を行い、また、卒園後も必要な教育又は保育が継続的に受けられるように連携施設を確保する必要があります。

原則として、家庭的保育事業者は北九州市立直営保育所と以下のア～ウの3要件について連携することになります。また、卒園後の受け皿については、保護者の送迎に負担がかからないよう近隣の施設と連携してください。

ア <保育の内容の支援> 3歳児に近い2歳児に対して、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育に関する支援を行うこと。

イ <代替保育の提供> 必要に応じて代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育）の提供をすること。

ウ **＜卒園後の受け皿の設定＞**当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育すること。

(8) 食事の提供について

- ア 自園調理を原則としています。その際、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の施設の栄養士に嘱託する形で、アレルギー対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けることが必要です。
- イ 連携施設等からの搬入もできますが、その場合は、栄養士により、献立等について栄養の観点から指導を受ける等配慮を行うことが必要です。
- ウ 連携施設以外の搬入施設は、当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する、社会福祉施設又は医療機関等です。

(9) 2階以上に保育室等を設置する場合について

2階以上に保育室等を設置する場合の基準は、「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」（「**地域型保育事業者募集要項** **資料編**」参照）に規定しています。

なお、4階以上に保育室等を設置する場合は、火災や災害等が発生した場合に、地上まで乳幼児を安全に避難させることができるよう以下のア～エの要件等を踏まえ、避難経路や階段等を示した「避難計画書」を別途提出してください。

- ア 乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つ広さのスペースが確保できること。
- イ 他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。
- ウ 階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴り上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましい。
- エ 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は付室（階段室が建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）を通じて屋内と階段室を連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さの確保等が必要であること。

(10) 屋外遊戯場について

ア 事業所付近の公園や広場等を代替地とする場合

以下の（ア）～（ウ）の要件を踏まえ、「屋外活動に関する計画書①」（様式17-1）を提出してください。

- （ア） 屋外活動に当たって必要な面積があり安全が確保される場所であること。
- （イ） 事業所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- （ウ） 便所、水飲み場が設けられていること。

イ 屋上に屋外遊戯場を設ける場合

以下の（ア）～（ク）の要件を踏まえ、「屋外活動に関する計画書②」（様式17-2）を提出してください。

- (ア) 当該建物が耐火建築物であること。また、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (ウ) 屋上への出入り口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
- (オ) 屋上の周囲には、金網やネットを設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。
- (ク) 便所、水飲み場を設けること。

(11) 非常災害対策について

火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めてください。

また、避難及び消火にかかる訓練は、少なくとも毎月1回行ってください。

(12) 嘱託医について

連携施設と地域型保育事業所で同一の嘱託医に委嘱する場合には、必要に応じ、連携施設と地域型保育事業所の合同で健康診断等を行うことができます。

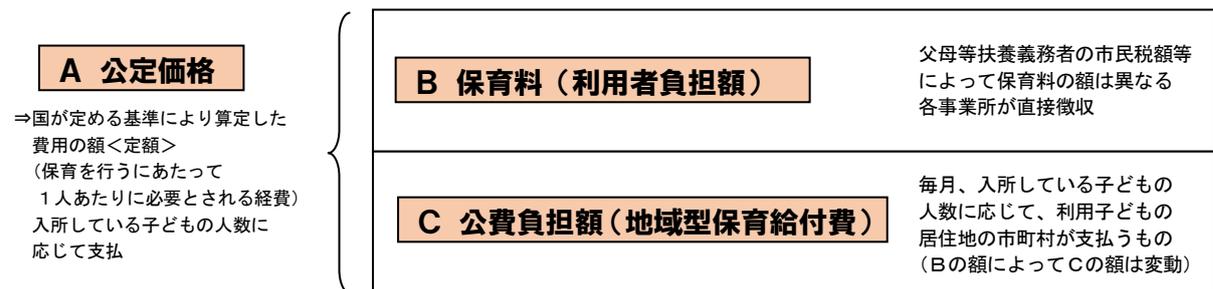
嘱託医の配置に関しては、事業者として選定された後、認可申請をするまでに事業者と嘱託医との間で契約書等の書面を取り交わす必要があります。

なお、嘱託医への依頼方法については、事業者選定後に別途お知らせしますので、現段階では個別依頼は行わないでください。

8 運営費等

地域型保育事業者として認可された事業者は、保育事業の運営に必要な経費を「地域型保育給付費」として、下記Aの「公定価格」からB「保護者から徴収する市が定める保育料」を差し引いた額（ $C = A - B$ ）を受領することになります。

●公定価格の仕組み（イメージ図）



(1) 公定価格について

国から示されている公定価格の基本分単価(月額)の例

基本分単価 162,160円

その他給付加算

- ・ 処遇改善等加算 1,530円×加算率
- ・ 資格保有者加算 4,860円+(40×加算率)
- ・ 家庭的保育補助加算は利用子どもが4人以上3人以下の場合で変わります。

※賃貸物件により設置する事業所に対し、賃借料の一部加算があります。

※その他、各種加算については、**地域型保育事業者募集要項 資料編**『「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」』をご参照ください。

(2) 保育料について

保育料(利用者負担額)は、保護者の市民税の課税額等に応じて市が決定し、保護者が事業所に直接支払います。

(3) 保育料以外の費用徴収について

ア 実費徴収

日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する費用等を保護者から同意を得て、徴収することができます。

イ 特定負担額 (いわゆる上乗せ徴収)

事業者が保育の質の向上を図る上で特に必要と認める場合は、職員配置の充実、平均的な水準を超えた事業所の整備など、その費用と公定価格との差額に相当する費用を保護者から書面による同意を得て、徴収することができます。

なお、公定価格の積算など、詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

<参考サイト>

- ・新制度全般(内閣府 HP)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

- ・公定価格の単価表

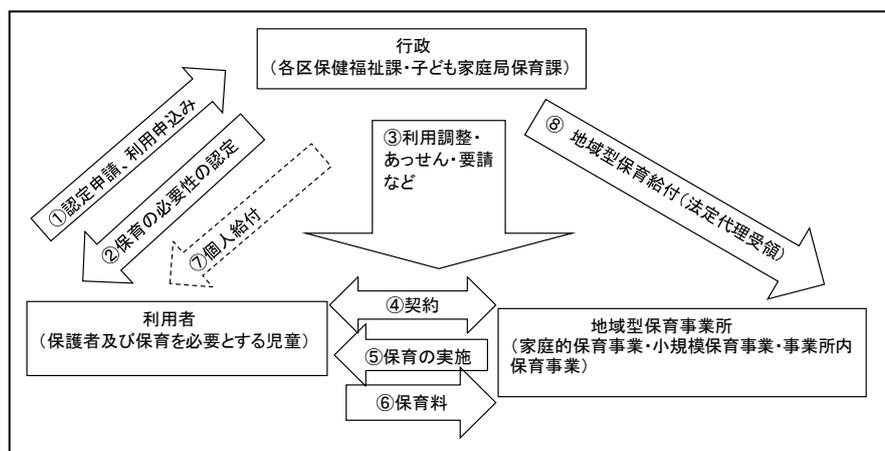
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>

※2023年度の単価表については、**地域型保育事業者募集要項 資料編**にも掲載しています。

- ・公定価格の試算ソフト

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

<参考>利用申込みから地域型保育給付までの流れ



9 応募について

(1) 募集要項の配布

令和5年6月1日(木) から 6月30日(金) まで

(2) 事前ヒアリングの実施について

応募書類の受付に先立ち、個別の事前ヒアリングを実施します。実施時期は次のとおりです。なお事前ヒアリングを受けることは、申込に当たり必須条件となります。

**令和5年6月1日(木) から 6月30日(金) までの間で、
市が指定した日時及び場所**

※詳細については、市保育課から個別にお知らせします。

(3) 事前ヒアリングまでに作成が必要な書類について【提出書類：P.12参照】

- ア 事前ヒアリング出席申込書及び確認書（事前ヒアリングの日程の連絡に使用します。）
イ 事前ヒアリングの当日に提出するもの（提出用：2部）
- ・申込意向確認書（地域型保育事業者応募）
 - ・地域型保育事業実施要件確認シート（事前ヒアリング用）
 - ・上記のほか、位置図等をご準備ください。

(4) 申込期限

令和5年6月30日(金) 17:00 まで

※事前ヒアリングの際に申込意向確認書（様式1-1）を提出していない場合は、必ず申込期限までに提出してください。

(5) 提出書類の受付期間【提出書類：P.11、P.13～14参照】

提出書類の受付期間は次のとおりです。

令和5年7月3日(月) から 7月21日(金)までの

平日9:00～17:00 期限厳守

※北九州市役所11階 子ども家庭局子ども家庭部保育課に持参提出してください。

(6) 留意事項

ア 著作権の帰属等

事業者の決定までは、提出書類の著作権は、応募者に帰属します。

事業者の決定後は、選定された提出書類の著作権は北九州市に帰属し、選定されなかった提出書類は応募者に帰属します。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

ウ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合は失格とします。

エ 転用の禁止

今回の事業者の募集に当たって、北九州市が提供する全ての資料は、応募に係る検討以外での使用を禁止します。

オ 応募条件の承諾

応募者は、提出書類の提出をもって応募条件等を承諾したものとみなします。

カ 応募の辞退

(ア) 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、運営予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、応募代表者名の署名・捺印のある辞退届を提出してください。(様式任意)

(イ) 選定後の辞退について

運営予定者として選定された後に辞退することは、本市の事業計画全体に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

キ 面接等による確認について

提出書類の内容に関して、必要に応じ面接等による確認を行います。

また、選定検討会の中で委員から提出書類等について質疑が行われます。

10 提出書類について

(1) 提出書類作成上の留意点 (P.13・P.14参照)

ア 提出書類については、(2) 提出書類を参照のうえ提出してください。

イ 提出書類はパンフレット等を除き原則としてA4判で作成し、「応募申込書」を表紙にし、縦型ファイルに左綴じで作成してください。(「ア 事前ヒアリングに必要な書類」を除く。)

ウ 提出部数は、A4判でファイリングしたものを10部(正本1部、副本9部)提出してください。なお、副本は正本をコピーしたもので構いません(原本証明は不要)。

※ 提出書類は、番号入り仕切紙(白紙の仕切紙に「様式1~19」又は様式がない場合は「提出書類」欄の提出書類名のインデックスを貼る)をはさみ、「イ 提出書類」は①から⑭の順番に、「ウ 提案書」は1(1)①から順番に綴り、ご提出ください。(提出書類に直接インデックス等を貼らないでください。)

※ 市からの指摘により、資料の追加や差し替えが発生した場合も同様の部数を提出してください。

エ 併せて、可能な限りPDF等のデータで提出ください。

(2) 提出書類

ア 事前ヒアリングに必要な書類 【6月1日(木)～6月30日(金)提出分】

提出書類	備考
① 申込意向確認書	様式1-1
② 地域型保育事業実施要件確認シート	様式1-2
③ 位置図	
④ 事業所配置図・平面図 (開所予定事業所の 設備内容が分かるもの)	各室の面積、用途が記載されたもの ※事前ヒアリングでは、設計業者によらず、 応募者自らが作成したものでも可能です。
⑤ 土地・建物の所有関係が分かる書類 (登記簿謄本(全部事項証明)等)	
⑥ 現地写真(ヒアリングにあたり撮影されたもの)	内部・外部の状況がわかるもの ※Wordに写真データを貼り付けしたもの

イ 提出書類一覧 【7月3日(月)～7月21日(金)提出分】

提出書類	備考
① 地域型保育事業者応募申込書	(様式2)
② 事業者等に関する調書	(様式3)
③ 定款又は寄附行為及び登記事項全部証明書	法人の場合
④ 役員名簿	法人の場合
⑤ 履歴書	共通様式
⑥ 誓約書	(様式4)
⑦ 事業者の財務状況が分かる書類	<p><個人の場合> 源泉徴収票又は確定申告の写し ※直近3年分</p> <p><社会福祉法人、学校法人以外の法人の場合> 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー) ※直近3年分</p> <p><社会福祉法人の場合> 現況報告書及び財務諸表 ※直近3年分</p> <p><学校法人の場合> 事業報告書及び財務諸表 ※直近3年分</p>
⑧ 納税証明書 (滞納がないことの証明)	<p>市税・法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p><市税について> ①北九州市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」(※北九州市税を納付して間もない(約1カ月)場合は、納付の確認ができないことがあるので、最新の市税の領収証書、振替記入済の通帳又は振替済通知書等を持参してください。) ②市外に本社がある場合は、本社所在地の市区町村等で発行される「納税証明書」</p> <p><法人税、消費税及び地方消費税について> 管轄税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明「納税証明書(その3の2)(個人の場合)又は「納税証明書(その3の3)」(法人の場合)</p>
⑨ 事業所位置図及び平面図	<p>平面図は設計業者によるもの ※各部屋の面積、用途が記載されたもの(保育室は壁芯面積・有効(内法)面積を併記) ※二方向避難の避難口が記載されたもの</p>
⑩ 見積書(建築工事費及び備品購入費)	<p>任意様式(備品購入費については内容のわかるもの) ※補助金の申請をする場合は、設計業者の見積もりとします。 (P.16 12(2)参照)</p>
⑪ 建築基準法の規定による確認済証及び検査済証	<p>建築基準法第6条第1項及び同法第7条の2第5項の規定によるもの。検査済証の交付を受けていない場合は、遵法性調査を行った結果により建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。</p>
⑫ 新耐震基準を満たしていない建物の場合、耐震診断書又は耐震補強工事実施済又は実施予定を証する書類	<p>旧耐震基準(昭和56年以前)に完成した建物の場合</p>
⑬ 土地・建物の所有関係が分かるもの又は建物貸借に係る契約条件証明書(※開所後10年の賃貸借の合意が必要)	<p>登記簿謄本(全部事項証明)又は(様式19) ※(様式19)は建物の貸与を受けて事業所を設置する場合で、登記をしていない場合</p>
⑭ 運営委員会名簿	P.3 7(2)参照

ウ 地域型保育事業応募に当たっての提案書【7月3日(月)～7月21日(金)提出分】

以下の項目について、記入して提出してください。

なお、具体的な記入項目については、様式に記載しています。

1 「サービスの質」について

(1) 保育業務に関する基本的な考え方

- ① 事業者の経営理念 (様式5)
- ② 保育に関する理念 (様式6)
- ③ 業務に関する実績 (様式7)

(2) 保育の提供について

- ① 保育業務に対する運営方針 (様式8)
- ② 管理者(施設長)、保育士等、調理員の確保 (様式9)
- ③ 保育業務に関する研修計画 (様式10)
- ④ 的確な事業所の運営 (様式11-1～11-5)
- ⑤ 職員参加による保育の質の向上や改善のための取り組み (様式12)
- ⑥ 利用者のニーズ・苦情対応 (様式13)

2 事業所について

(1) 事業所の特徴

- ① 立地環境 (様式14)
- ② 建物の状況 ※現地写真(内部・外部の状況がわかるもの)を提出してください。
※保育室等が4階以上の場合は避難計画書(様式15)も提出してください。
- ③ 必要な設備等 (様式16)
- ④ 屋外遊戯場又は庭

※屋外遊戯場又は庭を付近の代替地又は屋上に設置する場合は「屋外活動に関する計画書①又は②」(様式17-1～17-2)を提出してください。

(2) 事業所の運営費について

- ① 運営資金の確保
- ② 給与水準

※地域型保育事業所年間収支計画書(様式18)を提出してください。

※上記の提出書類のほかに、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

11 審査及び選定に関する事項について

(1) 選定について

事業者の選定は、公平性や客観性を確保し、適正な選考を行うため、児童福祉分野に関する学識経験者、保育関係者等からなる選定検討会を開催し、その選定結果を踏まえ、市が決定します。

なお、上記の学識経験者等による選考の前に、応募者がこれらの関係者へ直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合は、選考を行うことなく選考対象から除外します。

(2) 選定方法について

ア 応募書類受付後、審査・選定に進む前に、市保育課により提出書類の内容について、必要に応じ照会、面接などを行うことがあります。

なお、明らかに地域型保育事業に求められる基準を満たしていない提案については、選定検討会による選考の前に失格とする場合があります。

イ 選定検討会は、8月下旬から9月下旬を予定しています。選定検討会では、質疑応答を行う予定であり、出席者は、運営責任者、施設長、保育責任者（最大3名）を想定しています。

ウ 選考は、下記の選定基準に基づいて行います。「サービスの質について」と「事業所について」の2項目の合計点数において60%以上獲得し、かつ、2項目それぞれにおいて50%以上の点数を獲得した応募者を選考の対象とします。

エ 選定検討会の結果を受け市が順位付けを行い、募集数に応じて上位の事業者を選定します。

選定基準（案）

1 「サービスの質」について 70点

- (1) 保育業務に関する基本的な考え方 20点
- ①事業者の経営理念
 - ②保育に関する理念
 - ③業務に関する実績
- (2) 保育の提供について 50点
- ①保育業務に対する運営方針
 - ②管理者（施設長）、保育士、調理員の確保
 - ③保育業務に関する研修計画
 - ④的確な事業所の運営（25点）
 - ④-1 一日の過ごし方について
 - ④-2 子どもの健康管理について
 - ④-3 給食について
 - ④-4 安全管理、事故防止について
 - ④-5 個人情報の保護管理について
 - ⑤ 職員参加による保育の質の向上や改善のための取り組み
 - ⑥ 利用者のニーズ・苦情対応

2 事業所について 30点

- (1) 事業所の特徴 20点
- ①立地環境
 - ②建物の状況
 - ③必要な設備等
 - ④屋外遊戯場又は庭
- (2) 事業所の運営費について 10点
- ①運転資金の確保
 - ②給与水準

計100点

(3) 選定結果について

- ア 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知します。(令和5年10月頃を予定)
- イ 選定検討会の選定結果は、北九州市のホームページで公表します。(ただし、落選者については、法人名等が特定されないように配慮いたします。)

12 事業所改修等の経費に係る補助金について

(1) 改修費等の算定について

家庭的保育事業を実施するために事業者自身の所有又は賃貸物件において事業所に供するため改修等を行う場合、補助金の申請を行うことができます。

- ※ 補助金には上限があり、また対象となる経費、その他条件があります。
そのため、申請額が補助対象額とならない場合があります。

家庭的保育事業

対象経費：改修費等（建物の内部改修）

補助基準額の上限：100万円

※補助基準額以内であれば、事業者の負担はありません。

(2) 改修工事等について

選定された後の建設工事の契約は、市が行う公共工事に準じて指名競争入札等を行わなければなりません。

よって、事前に建設業者を決定することはできないため、今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。

【留意事項】

- ・補助金については、今回の運営主体として選定されたことをもって、その補助対象額及び交付が決定されたものではありません。事業所改修にあわせて、補助金の交付申請を改めて行う必要があります。
- ・令和5年度中に補助金の交付決定を受け、かつ令和5年度中に工事が完了する必要があります。
- ・特に、用途変更の必要性や、P.13⑪、⑫の提出に向けての事前確認が必要となります。

13 地域型保育事業所の運営について

(1) 保育内容、業務等について

■ 地域型保育事業における保育は、次により、乳幼児の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

- ① 事業の実施（運営）に当たっては「保育所保育指針（厚生労働省告示）」に沿った実施（運営）に準じること。
- ② 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。
- ③ 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- ④ 新規開設後3年以内を目途に第三者評価事業に参加すること。
- ⑤ 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。

■ 業務を遂行する上での関係法令や条例（「北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」等（「地域型保育事業者募集要項 [資料編](#)」参照）、通知を遵守しなければなりません。

- ① 事故防止や災害時への適切な対応に努めること。業務に当たり、事故が発生した場合は速やかに市に連絡し、必要な措置を講ずること。また損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償すること。想定される事故に適切に対応できる損害保険（損害賠償責任保険）に必ず加入すること。
- ② 保護者への情報提供や保護者の意見の反映に努めること。
- ③ 保育課、区役所保健福祉課等関係機関との連携に努めること。
- ④ 市からの指導については、適切に対応すること。
- ⑤ 給食は、市内統一献立を参考にアレルギー対応や食育に留意すること。
- ⑥ 研修等に積極的に参加すること。
- ⑦ 保護者・入所児童等の個人情報の取扱いについては特に注意を払い、情報の流出が生じないよう対策を施すこと。

(2) 経理について

地域型保育事業所の会計は、社会福祉法人会計基準や下記のとおり定められた処理方法に従っていただきます。

- ア 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第34条を踏まえ、収支計算書又は損益において、地域型保育事業所を経営する事業に係る区分を設けること。
- イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、地域型保育事業所を経営する区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び雇児発1212第6号平成26年12月12日通知の別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- ウ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、地域型保育事業所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - (ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市が必要と認める書類

- (イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、地域型保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発 1212 第 6 号平成 26 年 12 月 12 日通知の別紙 1 の借入金明細書、別紙 2 の基本財産及びその他固定資産（有形固定資産）の明細書

(3) 資金計画について

募集の段階では補助金の額が確定していないため、事業予定者として選定された後に、追加の自己資金などの見直しが必要になりますので、その場合の対応方法を十分に検討した上でご応募ください。

- ※ 補助金が減額または廃止され、借入金の増額など資金収支計画全体を見直す場合は、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

(4) 資金収支計画について

資金収支計画については、事業開始から 1 年間の計画を立ててください。

収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立てて、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。

14 禁止事項について（重要事項）

- (1) 選定検討会の審査の前に、次の行為を行った場合、審査等を行うことなく不適とします。
- 選定検討会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 書類の提出期限後は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
- 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - 重要な事項（改修工事予定場所・資金贈与者等）の変更があった場合
 - その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (3) 選定された後に次に該当する場合、審査結果に関わらず不適とします。
- 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - 重要な事項（改修工事予定場所等）の変更があった場合
- ※補助金制度の変更に伴う資金収支計画の変更は除く
- ※事業者として選定された場合、開所までの間に実務を担当する幹部職員（施設長）を変更することは原則認めません。**
- 寄附予定者の預金残高が、資金計画で予定された自己資金額を下回った場合
 - その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

15 今後の日程について（予定）

6月 1日(木)から6月30日(金)まで	募集要項配布・事前ヒアリングの実施
6月30日(金)	申込期限
7月 3日(月)から7月21日(金)まで	提出書類の受付期間
8月下旬から9月下旬頃まで	選定検討会での書類審査・ヒアリング ・事業予定者の選定・結果の通知（市→応募者）

16 問い合わせ及び書類の提出先について

- (1) 今回の応募に際して、募集要項の内容に関するご不明な点等は、FAX または E メール（別紙様式「質問票」）でお問い合わせください。電話または来訪などの口頭による質問は受け付けません。FAX または E メールにて折り返し回答、又は全応募者に対する Q&A として回答いたします。
- (2) なお、市が準備した様式等において不備や記載枠がない等の場合は随時ご連絡ください。
- ※ FAX または E メールでの問い合わせは、6月30日（金）17:00までとします。期限以降は受け付けません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所11階）

北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課

地域型保育事業者募集 担当 石川・森

電話：093-582-2412 FAX：093-582-0070

E-mail：kod-hoiku@city.kitakyushu.lg.jp

※ 提出書類の様式（Word）は、データで提供いたします。

事前ヒアリング（地域型保育事業者募集）出席申込書及び確認書

【申し込み宛て先】 FAX：093-582-0070

〒803-8501 小倉北区内1番1号 北九州市役所11階子ども家庭局子ども家庭部保育課 石川・森 行

発信者	法人名等					担当者名		
	住所							
	電話				FAX			
出席希望時間及び事前ヒアリング決定時間	【事業類型】 家庭的保育事業							
	【出席希望時間帯】 ※午前か午後に“○”をつけてください。特に希望する時間帯があれば、ご記入ください。 ※ヒアリング時間は概ね1時間程度です。希望時間帯は複数記入ください。							
	6月		午前	午後	6月		午前	午後
	1日	木			16日	金		
	2日	金			19日	月		
	5日	月			20日	火		
	6日	火			21日	水		
	7日	水			22日	木		
	8日	木			23日	金		
	9日	金			26日	月		
	12日	月			27日	火		
	13日	火			28日	水		
14日	水			29日	木			
15日	木			30日	金			
【事前ヒアリング決定日時、場所、必要書類部数】 (保育課で記入しますので、記入しないでください) 日時： 月 日 () : 場所：北九州市役所1階 市民ホール 事前ヒアリング用提出書類（北九州市提出用）：3部								

※ 事前ヒアリングの時間帯は、他の申込者との調整後にご連絡いたします。

※ 事前ヒアリングに必要な書類は、

①申込意向確認書（地域型保育事業者応募）②地域型保育事業実施要件確認シート（事前ヒアリング用）③位置図 ④既存建物の敷地配置図・平面図 ⑤土地・建物の所有関係が分かるもの（登記簿謄本（全部事項証明）等）⑥現地写真（内部・外部の状況がわかるもの）です。《募集要項P12参照》

※ 募集要項等の配布物については、申込者分（出席人数分）を準備の上、当日ご持参ください。事前ヒアリング用提出書類は、申込者分（出席人数分）＋北九州市提出用（3部）を申込者において準備の上、ご持参ください。

地域型保育事業者募集に関する 質問票

【宛て先】北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課 石川・森 行
FAX : 093-582-0070

質問は令和5年6月30日(金)まで

発信者	氏名又は 法人名		担当者名	
	住所			
	電話		FAX	
質問内容				

地域型保育事業実施要件確認シート（事前ヒアリング用）

結果欄が全て「○」であることを確認してください。

（「×」が1つでも入る場合は、応募できません。）

また、★印の部分について記載してください。

項目	確認項目	結果
制度の理解	地域型保育事業及び地域型保育給付の仕組みについて理解しているか。 （事業者と保護者の関係、市の利用調整など） 理解している→○ 理解していない→×	
職員配置	必要な職員数、職員の資格要件を理解し、必要な職員の確保が可能であるか。 可能→○ 不可能・目途がたたない→×	
	★定員（ ）名 <<内訳>>0歳児（ ）名・1歳児（ ）名・2歳児（ ）名 必要保育士数（ ）名	
設備	必要な面積等を満たす事業所が確保できるか。 可能→○ 不可能・目途がたたない→×	
	※既存及び既に開所が決まっている地域型保育事業所から、おおむね半径500m以上の距離を置くことが必要です。	
	2階以上で保育を行う場合は、必要な基準を満たしているか。 （耐火構造、常用・避難用階段の確保等） 満たしている→○ 満たせない→×	
	満2歳以上の子どもを保育する場合、屋外遊戯場(庭)を確保できるか。 （付近の代替地可） 可能→○ （★実施場所： ） 不可能・目途がたたない→×	
運営	募集要項に定める開所日、開所時間への対応が可能か。 可能→○ （★開所時間 7：30～17：50） 不可能・目途がたたない→×	
	給食は、自園調理又は連携施設からの搬入で実施することができるか。 可能→○ （★実施方法： ） 不可能・目途がたたない→×	
申請者の要件	申請者が社会福祉法人又は学校法人以外の場合、募集要項に定める要件を満たしているか。 満たしている→○ 満たせない→×	
	社会福祉法人又は学校法人→○	